

初めに

2013年度がはじまりました。市議の任期の半分となります。
市民の皆様にはこの2年の評価はどうでしょうか。市政は良くなりましたか。何も変わらな
いでしょうか。それとも悪くなったでしょうか。
ほんの少しでも良い兆候を感じて貰えるよう努力していきます。

さて、新市民病院建設の影響から豊川市の市債残高は1,027億（貯金は132億）円にまで膨
らみました。愛知県の借金は約4兆4,849億、国の借金が739兆円です。
日本国民・愛知県民・豊川市民としての一人あたりの借金額は約700万円となります。
「吾、唯足ることを知る」の精神が、市民の代表たる議員には必要な時代です。

豊川市議会議員（豊川市民オンブズマン代表） 倉橋英樹



視察旅行費の残金について

昨年より、続けている視察旅費の残金積み立ての報告を致します。

年度/合計	旅費残金	備考
平成23年度分	5,270円	
平成24年度分	5,827円	事務局からの返還金は8,27円
合計	11,097円	

24年度分は、実際に受け取った金額は8,27円でした。

これにプラスして視察旅費会計に視察後の夕食時の飲み放題などアルコール類が加算
されていたため、私が独自に金額算出（一部聞き取り）を行い、5千円を加算しました。
公職選挙法により、今は寄付など出来ませんので失職後に返還します。

* 政務調査費55万2千円（2年分）は、受取り拒否が可能でしたので既に豊川市財政
に不要額として戻されています。

議員の品位？

これまで、議会や議会報告、或いはインターネット上で様々な意見や情報開示をしてまい
りました。上の視察旅費の関係でも「視察後の飲み放題」を議会報告に先んじて正直にインターネッ
ト上に公開したところ、他の議員から「議員の品位に欠ける」と批判の声が出たそうです。

私は逆に「隠すことの方が問題である」と考え、正当な情報公開として考えています。

「議会の常識が市民の非常識」となってはいけません。
「議会・議員の品位」を守るために、市民の信用を失っては本末転倒です。
黙っていることが「議会・議員の品位」だとしたら、それは張りボテで無用のものです。

市民と議会との間にある「見えない壁」を少しでも取り払い、風穴を開ける為に・・・

私は情報公開を今後も進めて参ります。

危険区域に住宅地整備？

現在、設楽ダム建設事業に伴う豊川市等の負担金で集団移転地の整備が進められています。
その移転地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されていました。

～急傾斜地崩壊危険区域とは～
斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域。法律に基づいて指定され、開発
なども制限されます。

予算委員会でこの点を質問指摘しましたが、「崩壊防止施設が施行されていると聞いてい
る」「移転希望者も了解している」とのことでした。

しかし現地に行くところの場所は設楽ダム湖（建設された場合）のすぐ近くとなり、地下水位の
上昇と共にさらに危険となるような場所だと分かりました。
（3月の豊川流域委員会の会議では、大学教授からダムの決壊を危惧する声すらありました）

似たようなところで、山梨県の塩川ダムでもダム湖のすぐそばに整備された住宅用地が、地盤
沈下で家が傾きました。幸い、死者は出ませんでした。ゾッとする話です。

政治・行政は3.11から、学ぶべきことがある。

過去の歴史上、此処には家を建ててはいけないといった場所に、「土地が安いから」「便利だか
ら」「税金を上げたいから」と海辺に宅地開発をし、或いは黙認してきた結果が東日本大震災の津
波被害を拡大してしまったと言われています。

海も山も、或いは川の近くでも同じ筈です。

既に居住されている方々は別としても、3.11以降は危険な場所に、行政は建設を許可しな
いという厳しくも未来に優しい姿勢を取るべきではないか。

それが、未来に向けた本当の国土強靱化というものだと思います。

となりの新城市議会が会派制度を廃止！

市議会議員は会派の違いで投票された訳ではありませんので、自然なことに感じます。
会派がなくなることで、議案等への賛否や追及を議員個々の責任において行うことになり、よ
り是々非々の議論が進むことが期待されます。
豊川市でも議員定数の削減が進む中で、会派制度の廃止を検討しても良いのかもしれない。

ご意見やご質問、座談会のお誘いなど遠慮なく、ご連絡ください。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先（携帯） 090-6577-6895 i_do@c.vodafone.ne.jp
住所	愛知県豊川市御津町広石広国49-1	
ホームページ	http://www.saturn.sannet.ne.jp/kura	

ホームページは「倉橋英樹」で検索！詳細意見や議会動画を見て頂けます。議会報告はどこ
へでも出張します。また、情報提供も秘密厳守の上、随時受け付けています。

3月定例会 / 一般質問

今回は【学校教育の安全管理と指導】と【生活保護の不正受給】についての2点を質問しました。

学校教育の安全管理と指導について

3年前、豊橋市は中学生のボート訓練中に一人の尊い命を奪ってしまった。本市でも同様の事が起きないよう野外教育活動の方針、また昨今ニュースなどでクローズアップされている体罰についても焦点を当て、質問しました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
これまで校外学習で事故や危険な事例の報告はあったか。また、危機管理体制として情報の共有をしているか。	ここ数年、事故の報告はありません。本年度の「きららの里」での野外教育活動に関しては、教務主任会で各学校の反省をもとにした情報交換を行いました。
事前の準備はもとより、想定外の事などには現場での的確な判断が重要だ。	活動の判断基準、緊急時の対応について職員、施設関係者等が共通理解を図っておくことが重要です。
先生一人一人が安全を判断できる人になっているか。校長に対して、意見を言える環境になっているか。	緊急事態が生じた時、校長が担当部署の教員に意見を求め、教員の意見を参考に するなどして、常に最善の対応で取り組みます。
学校教育法第11条(児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。)に関する考え方について伺う。	体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する行為であり、許されないものであります。懲戒例は・・・「放課後教室に残留させる」、「授業中教室に起立させる」などがあります。「危険を回避する為にやむを得ずした有形力の行使」についても体罰には当たりません。
11条で許されている懲戒の具体例は?	保護者を対象とした学年集会や学級懇談の中で、「 体罰と懲戒 」について説明し、 保護者の理解を得る機会を持って いきたいと考えています。
体罰問題には保護者との連携、信頼関係が重要だ。信頼関係を築きながら指導をするため、懲戒などの説明・理解を得る努力を。	

私は殴られながら教育された世代で、体罰もお尻を叩くなどはやむを得ないと考えていました。そこで、「いつから体罰が禁止されたのか」を調べてみると・・・。実は戦前から一貫して「体罰は犯罪」であることが分かり、驚きました。

一方で、教師の体罰に似たものとして、禅宗の警覚策励けいかくさくれいを思い浮かべます。打たれる側は、「警策をいただく」といいます。そこには、信頼関係があるのでしょうか。体罰はいけないという認識、そしてそれ以上に信頼関係の構築が求められます。

【早期退職で収入UPも誰一人申請せず!・・・豊川市教育委員会】
 県の退職金算定の削減により、**早期退職をしないと収入が下がる**という事で、愛知県全体で「該当者のうち約1割が早期退職」されるというニュースがありました。
豊川市教育委員会で該当する教員は20名以上おりましたが、早期退職希望者は0名でした。市民として、嬉しく感じずにはおれず此処に紹介します。
 ~ 定年退職をされた教員の皆様に、感謝の気持ちを込めて ~

税金の使い方を考えよう

生活保護の不正受給について

生活保護利用者が過去最高を更新し続け、財政を圧迫しています。一方で、一部の不正受給者及び、貧困ビジネスによって、本当に必要な人たちまでが心苦しい立場に置かれています。そこで、本市の状況と対策等について質問しました。

(質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
過去5年間の豊川市における不正受給の件数と金額は?	平成19年: 4件 67万円 (1.6%) 平成20年: 4件 277万円 (1.5%) 平成21年: 9件 125万円 (1.8%) 平成22年: 5件 345万円 (0.9%) 平成23年: 40件 1746万円 (6.0%)
また、生活保護世帯数に対する不正受給の割合も伺う。	
不正受給の内容とその件数は?	平成23年度40件の内訳は... 就労収入無申告が17件、過少申告が4件、年金収入等の無申告が17件、預貯金等無申告が1件、資産収入の無申告が1件です。
過去5年間の不正受給者への回収実績は? *回収不能額は全額市の持ち出しになります。	調定不正受給額合計・・・2563万2848円。 回収実績・・・2066万2758円。 収入未済額・・・497万0090円。 保護者死亡による回収不能額・・・293万9999円。
パチンコ店に入り浸っている生活保護者は不正受給ではないか? 娯楽として認めるか?	計画的に消費しているのであれば、パチンコをしたことだけを捉えて不正受給とはしません。しかし、 生活保護は最低限度の生活を保障する費用であり、社会通念上は好ましい行為とは言えません。
他市では、パチンコ通いが繰り返された場合、生活保護を打ち切ることもある。豊川市でも行うべきではないか。	健全な稼働年齢層であるのに、パチンコに興じ、生活が成り立たなくなるような事を繰り返す場合は・・・保護要件である能力の活用や義務を怠っていると判断して、生活保護の打ち切ることもあります。
厚生労働省が開発した生活保護等レセプト管理システムを活用し、医療扶助の不正調査をせよ。	過剰診療などについては、レセプトを手作業で確認するしかありませんでしたが、 今後はシステムを活用して、レセプト点検の効率化と、不正の早期発見に活用していく。
徳島県では、県議が不正受給に加担し、住宅扶助の敷金補助、引っ越し費用を業者と共謀し、騙し取ったと報道されている。	家賃や敷金の額は賃貸契約書で確認をしている。契約書の偽造が疑われる場合は、直接不動産業者等に事実確認をしている。引っ越し費用は、2社以上の見積り徴収を義務付けている。(業者も加担している場合は、確認をすることは非常に困難です。)
本市のチェック体制は大丈夫か?	
他の自治体のように生活保護不正受給対策嘱託職員を雇用するなど検討してもいいのではないか。	現在のところ、不正受給防止対策に取り組む専任の嘱託員を配置することまでは考えていません。

私の独自調査では23年度の豊川市が近隣で最も不正受給の割合が高くなっていました。
 (豊川市6.0%、豊橋市4.2%、蒲郡市4.0%、田原市4.4%、岡崎市4.2%、新城市0%)

不正受給の防止・根絶には行政だけではなく、市民からの情報提供も重要です。不審な点があれば市福祉課や私に情報提供いただければ幸いです。